

小野東小学校学童保育施設整備事業業務委託

仕様書(設計・工事監理・工事)

小野市

【 業 務 概 要 】

本業務は、デザインビルド方式を採用することで、施工者が実施設計の段階から携わることができる。これにより、優れた施工方法や材料選択が可能となり、コストの抑制や工期の短縮が期待される。

計画は学童保育室を鉄骨系プレハブの平屋建てで建設するものであり、利用者は同校に通学する児童である。

計画予定地は体育館北側の駐車場として利用されている場所である。周囲に高低差があり、生徒との動線は分離できるが、搬入等の際には、十分な安全対策が必要となる。また、学校の運用と並行しての施工となるため、騒音や粉じん等についても配慮する必要がある。

□ 設計業務

設計は建築工事、電気工事、機械設備工事、外構工事、その他附帯工事等、本工事に関すること全てを行うこととする。

1 設計：

- ・ 建築士法に準じた手続きを行うこと。（重要事項の説明等）
- ・ プロポーザル提案された計画に準じて設計を行い、発注者の承諾を得ること。（原則、発注仕様書以上の性能とすること。）
- ・ 本業務に当たっては、以下の法令に遵守すること。

建築士法	建築基準法	水道法	建築物における衛生的環境に関する法律
建設業法	消防法	下水道法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律
都市計画法	電気事業法	労働安全衛生法	その他関連法令

※ 協議等により設置が必要となったものは、原則本契約に含むものとする。

- ・ 構造計算及び構造関係図書については、構造設計一級建築士による法適合確認を実施し、その証明書を添付すること。
- ・ 電話、インターネット、施設警備等の設置について、配線経路や空配管等の提案を行うこと。
- ・ 福祉のまちづくり条例を満した計画とすること。
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。
- ・ その他、監督員の指示による。

2 申請等業務：

確認申請や建築許可、各種届出(省エネ法等)については、関係官庁等との協議、打合せの実施、必要図書の作成、申請手続き等一式を行うものとする。なお、申請に必要な証紙等の手数料は別途とする。

※ 学校で申請された直近の確認申請を提供することとする。

※ 申請先が電子申請可能な場合、原則電子申請を行うこと。

3 地耐力測定：

配置計画に基づき、地耐力測定を実施すること。

スクリーウエイト貫入試験(SWS試験) 5本 10m/本

□ 工事監理業務

工事監理は建築工事、電気工事、機械設備工事、外構工事、その他附帯工事等、本工事に関すること全てを行うこととする。

- ・ 建築士法に準じた手続きを行うこと。(重要事項の説明等)
- ・ 必要な関係官庁等への申請、検査等もすべて含むものとし、遅滞なく処理すること。
- ・ 工程会議を週に1回程度実施し、議事録を提出すること。(参加予定者:学校教員・子育て支援課職員・まちづくり課職員)
- ・ 工程会議にて学校と情報交換を行い、学校行事に配慮すること。
- ・ 工種に応じ必要な検査を実施し、品質管理に努めること。
- ・ 月報にて、監理報告を行うこと。
- ・ その他、監督員の指示による。

□ 工事

工事は関係法令のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部の基準を順守し、同省が発行する公共建築工事標準仕様書(各編)等の最新版を熟読の上施工すること。

- ・ 建築工事、電気工事、機械設備工事、外構工事、その他附帯工事一式
- ・ 消防・道路等に関する工事(協議・申請含む)
- ・ 室内環境測定(簡易測定・ハットリサンプル法等 24時間) ※学校環境衛生基準に準じること
- ・ 水質検査(遊離残留塩素・外観(色と濁り)・臭気と味等) ※学校環境衛生基準に準じること
- ・ 工事書類の作成
(工事工程表、施工計画書、材料承諾書、仮設計書の作成、その他)
- ・ 竣工書類の作成
(竣工図、竣工写真、工事写真、その他)
- ・ コリンズの登録手続き
- ・ その他、監督員の指示による。

- 全体工期
 - ・ 参考スケジュール表

項目	令和7年												令和8年											
	8			9			10			11			12			1			2			3		
契約																								
	8/上																							
設計																								
				8/下:承諾																				
都計法に関する申請																								
				9/中:提出																				
確認申請																								
※各種届出等							9/下:提出																	
本体工事																								
										11/上:着手(4か月)											2/下:竣工			
書類作成																								
手直し																								
引き渡し検査																								

※ スケジュールは参考であり、詳細については監督員と協議の上決定すること。
 学校と十分協議の上、工程を調整し、毎週週間工程表を学校へ提出すること。
 学校行事等により、工事に制限を受ける場合がある。

- 契約変更について
 - ・ 設計、工事監理の業務については、原則変更は行わない。
 - ・ 工事金額については、契約時に詳細内訳書を提出し、小野市積算基準により変更の査定を行うものとする。
 - ・ 監督員の指示に従い、変更に必要な見積や数量計算書等の積算資料を提出すること。

- その他
 - ・ 受託者は、設計業務、工事監理及び施工業務を通じ、監督員の指示に従い円滑に業務を遂行すること。
 - ・ 本業務により発生する権利等は、発注者に帰属するものとする。
 - ・ 受託者は、業務の実施過程において知り得た情報・秘密を第三者に漏らしてはならない

【 設計・工事監理・工事 特記仕様書 】

I. 設計・工事監理・工事 概要

- | | | | |
|----------|----------------------|----------------------|-------------------|
| 1 業務名称 | 小野東小学校学童保育施設整備事業業務委託 | | |
| 2 計画施設概要 | 1) 施設名称 | 小野東小学校学童保育室 (用途:小学校) | |
| | 2) 工事場所 | 小野市天神町1185-1 | |
| 3 設計と条件 | 1) 用途地域 | 市街化調整区域 | 建ぺい率:60% 容積率:200% |
| | 2) 延べ床面積 | 約100㎡ | |

II. 設計 成果品

- 1 設計図:A3縮小製本2部 (緑表紙黒文字)
- 2 数量計算書
- 3 工事費内訳書
- 4 地耐力調査報告書一式
- 5 各種申請書(建築許可、確認申請、省エネ法、条例等による通知、届け出等)
※電子申請を行った場合は、副本等は電子データ及び紙媒体による一式をファイリングして提出すること。
- 6 構造計算書・各種打合せ記録・空調負荷計算書・換気計画計算書・照度計算書等
- 7 その他「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」による

III. 工事監理 成果品

- 1 監理報告書(月報)
- 2 打合せ議事録、指示書等
- 3 その他、小野市建設設計監理業務委託指示書、又は監督員の指示による

IV. 工事 成果品

- 1 工事書類(工事工程表、施工計画書、材料承諾書、仮設計画、施工体制台帳、施工体系図、その他):各1部
- 2 完成書類(工事写真、各種検査報告書、マニフェスト、出荷証明、その他):各1部
- 3 竣工写真:1部 ※フォトブックタイプとし黒表紙金文字とすること
- 4 竣工図:A3縮小製本1部 (黒表紙白文字)
※ ペーパーで作成された書類・図面・写真は、ウイルスチェックの上、外付けハードディスクにて納品すること。
図面はJWW + PDF、図面・写真・その他は原本データ + PDFとすること。

小野市建設設計監理業務委託指示書

第1章 総則

1. 目的

本指示書は、小野市が委託する建設工事等の設計監理業務について、委託内容の明確化、監理業務の適正かつ合理的な執行及び円滑化を図ることを目的とする。

2. 適用の対象

本指示書は、小野市(以下「委託者」という。)から建設工事等の設計監理業務を委託された者(以下「受託者」という。)及び受託者が派遣した監督員(以下「受託監督員」という。)が、その業務を遂行するときに適用する。

第2章 一般事項

1. 業務の委託

業務の委託は本来委託者が行う業務の全部又は一部を受託者に代行させるもので、委託者と受託者の信頼関係に基づいている。特に設計監理業務委託の場合は、委託者と工事施工者との間に一定の工事請負契約が成立しており、工事施工者に対しては、委託者と受託者は同格とみなされる。従って、受託者は、常に委託者の立場に立ち誠実な態度で執務する必要がある。また、受託監督員は、常に委託者の代表としての自覚と責任を持って業務を遂行しなければならない。

2. 業務の開始

受託者は、業務の開始にあたり、監督業務委託契約書、本指示書、小野市工事請負契約約款及び設計図書(質疑応答書、設計図書、特記仕様書、図面、補足共通仕様書、標準仕様書をいう。)を熟知し、その趣旨を業務に的確に反映させなければならない。

3. 法令の遵守

受託者及び受託監督員は、設計監理に関する小野市契約規則、その他の関係諸規定を遵守しなければならない。

4. 受託監督員の心がけ

公共工事は、市民の負担において、市民のためになされる事業のあらわれであるから、これに携わる受託監督員に対し、市民からは、本市職員と同等に見られると考えられる。従って、受託監督員の勤務態度は、本市監督員と同一視され、業務の処理にあたっては、公正かつ誠実な態度が要求される。

5. 秘密の厳守

受託者及び受託監督員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6. 受託者の責任

受託者は、受託業務に関して、その責めに帰すべき理由により、工事目的物に瑕疵が生じ、又第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

7. 受託監督員に関する届け

受託者は、業務受託後すみやかに受託監督員を定め「現場監督員指定届」及び「現場監督員経歴書」を委託者に提出するものとする。

8. 業務報告書等

受託者及び受託監督員は、業務の処理にあたり、常に工事現場の状況を的確に把握し、委託者と緊密な連絡を保ち、必要に応じ委託者の指示に従わなければならない。尚、受託者は業務委託期間中、毎月末にその月の業務報告を「設計監理業務報告書(月報)」により委託者に提出するものとする。

第3章 委託業務の内容

1. 委託業務の内容

受託者に委託する業務の範囲は、特に委託者が指示するほかは、工事施工に伴う監督業務全般とする。ただし、次に示す事項について、

受託者は協力(資料の作成、調整等)又は連絡の義務のみを負うものとする。

- (1) 請負代金支払いに関する業務
- (2) 請負代金額の変更を伴う指示
- (3) 設計内容の変更又は工事期間の変更に関する指示
- (4) 設計図書に明示がない工事関連事項の協議等
- (5) 工事現場周辺住民との工事にかかる協議事項の決定、ただし、協議を行う場合は、受託者も参加するものとする。
- (6) 不測の事態が発生した場合で、委託者の意思決定を必要とする事項の指示
- (7) その他、受託者が独自の判断で処理することが困難な事項の指示

2. 設計図書等の「監督員」

設計図書中に示された「監督員」とは、受託監督員を言うものとして適用する。また、設計監理関係諸規定に示された監督員に関する規定は、受託監督員に準用する。

3. 設計監理業務処理基準

委託した業務は、本指示書に定めた範囲において受託者が自主的に設計監理を行い、受託者の責任において業務を遂行することを原則とするが、設計監理業務の統一と円滑化を図るため、委託者が内部の処理基準として定めた小野市監督員心得、工事関係書類及び兵庫県が定めた土木技術監理規定、小野市契約規則を受託監督員に準用する。ただし、受託者が独自の設計監理業務処理基準等を定めている場合は、その内容を委託者に提示し、委託者の承諾を得た場合それを使用することができる。

4. 共同管理

本市監督員と受託監督員が、同一の工事現場において共同で設計監理業務を行う場合の業務分担は別に定める。

5. 受託監督員が2人以上の場合の業務分担

同一の現場において受託監督員が複数従事する場合は、受託者は主たる者を定めると共にそれぞれの業務分担を明確にして、委託者に届け出ること。

6. 関連工事との調整

受託監督員は、常に担当工事と関連工事との関係について十分に注意をはらい、施工方法、工程などについて請負人が相互に連絡調整を図るよう指示し、必要な場合は委託者に連絡をとるなどして、工事が円滑に進捗するよう努めなければならない。

7. 委託者の指示又は承諾を要する事項

・ 受託監督員は、特に指示する事項の他は次に示す事項について、委託者の指示又は承諾を得て業務を処理しなければならない。

- (1) 請負人提出の内訳明細書の取扱い
- (2) 実施工程表の検討
- (3) 設計変更を伴う事項
- (4) 夜間、休日作業願いの承諾
- (5) 鉄骨・プレキャストコンクリート・内装プレハブ材の製作工場の承諾
- (6) 石・タイル・塗装・内装工事に関する材料・色調の決定
- (7) 出来高検査・部分完成検査・完成検査に関する事項
- (8) 協力業者届、材料承諾願、各施工計画書
- (9) 産業廃棄物処理計画
- (10) その他重要な事項を決定する場合

・ 受託監督員は、特に指示する事項の他は次に示す事項について、委託者の確認を受けるものとする。

- (1) なわ張り・ベンチマーク
- (2) 敷地境界石の設置確認
- (3) 試験くい打ち
- (4) 場所打ちくいの長さに変更がある場合の支持地盤
- (5) 地質調査
- (6) 工事記録
- (7) 工事着工前及び工事完了後の工事用敷地の状況
- (8) その他委託者の指示する立会い事項

8, 工事関係書類の提出

受託者は、工事完了後すみやかに工事関係書類、工事記録、関連資料を分類整理して、委託者に提出しなければならない。

計画地空撮写真



北側からの空撮写真



南側からの空撮写真